

○久留米大学外部評価委員会内規

〔平成24年12月7日〕
内規 第24-4号

(設置)

第1条 久留米大学に、久留米大学自己点検・評価規程第6条に定める外部検証を実施する機関として、久留米大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学が作成した自己点検・評価報告書に基づいて、検証及び評価を行い、本学の教育・研究水準の向上及び組織の活性化に資する提言を行う。

2 委員会は、検証及び評価の結果を学長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、学外の有識者若干名の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、評価を行う年度ごと、学長が指名し委嘱する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから学長が指名する。

(委員会の運営)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(外部評価結果の公表)

第6条 学長は、外部評価結果を外部評価報告書、ホームページ等で公表する。

(委員の義務)

第7条 委員会の委員は、この内規に基づく評価を行う際に知り得た事項について、守秘義務を負うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この内規は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。